平成２１年（フ）第５３８号
青森市妙見２丁目18番19号
債務者　木村　和子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５４８号
青森市本泉２丁目17番22号
債務者　前田　和子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１１７１号
東京都西多摩郡瑞穂町大字高根648番地４
債務者　シェイクモハメッドホサイン　ノーマン
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第４１３号
青森県上北郡東北町旭南１丁目322番地　レイクハイツ101
債務者　佐藤　　享
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２１年（フ）第６０７号
東京都武蔵村山市本町２丁目75番地の２
破産者　株式会社第一建装
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６０９号
富山県南砺市荒木980番地ひまわり団地３号棟15号室、破産手続開始決定時の住所東京都武蔵村山市本町２丁目75番地の２
破産者　土屋　敏江
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第１６２６号
埼玉県さいたま市西区宮前町621番地
破産者　有限会社シュア・ライン
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第１６２７号
さいたま市西区宮前町621番地
破産者　谷島　直樹
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第４７６号
長崎県佐世保市上京町５番１号
破産者　有限会社トダグリーンサム
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第６９８号
埼玉県蕨市中央５丁目９番14号
破産者　有限会社ミレマーニ
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第１９０号
静岡県浜名郡新居町浜名252番地の４
破産者　新居運送株式会社
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２１７号
東京都台東区上野１丁目16番22号
破産者　北昴システム株式会社
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３６０号
神奈川県厚木市及川１丁目８番10号
破産者　株式会社エムケイ
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６１号
静岡県富士市比奈1015番地の２
破産者　駿河交易有限会社
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成１９年（フ）第５２０号
静岡県浜松市東区笠井新田町771番地の１
破産者　有限会社ア・ジェスト
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３９号
佐賀県伊万里市大坪町乙4517番地
破産者　有限会社中勝建設
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第５２０１号
宮城県大崎市古川稲葉98番地
破産者　株式会社東北ダイトーフーズ
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５６８６号
茨城県下妻市前河原1174
破産者　大島　　猛
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２３０７号
神奈川県横須賀市若松町３丁目７番地
破産者　株式会社ジェイ・ピー・エス
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６２０号
横浜市青葉区鴨志田町564番地４
破産者　有限会社ラフィーヌ
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部